

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 徳島国民年金 事案504

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで  
結婚のため、勤めていた会社を昭和41年10月に退社し地元に帰ってきた後、同居していた義母が、私の申立期間の国民年金保険料について、夫の保険料と一緒に自治会の集金人を通じて3か月ごとに納付してくれた。  
申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、義母が集金人を通じて3か月ごとに納付してくれたとしているところ、被保険者台帳管理簿等において、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後の昭和42年8月以降に払い出されたものと推認され、当該時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となる上、A市区町村（現在は、B市区町村）では、過年度保険料について、集金人が取り扱うことは無く、役場窓口で過年度保険料に係る納付書も備え付けられておらず、申立期間の保険料が過年度納付されたこと及び申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付等を行ったとする申立人の義母は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和55年4月から56年3月までの期間においてA事業所に勤務した。

しかし、社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、申立事業所における私の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。

勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された非常勤職員調書(昭和55年度)及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間のうち昭和55年11月1日から56年3月31日までの期間について申立事業所に勤務していたことは確認できるが、55年4月から同年10月までの期間については、申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、前述の非常勤職員調書に申立人と同一の業務を行っているとして登載されている4人(申立人を含む。)のうち、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は一人(一月当たりの勤務日数は20日)であり、申立人を含む他の3人(一月当たりの勤務日数はいずれも15日から18日)に、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の同僚は、「勤務を開始したころは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、前述の非常勤職員調書において、当該同僚は、勤務を開始したとされる昭和55年度における一月当たりの勤務日数は15日であったが、56年度における一月当たりの勤務日数は20日と記載

されているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚は、昭和56年4月1日から厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所においては、一月当たりの勤務日数等の勤務形態によって非常勤職員を厚生年金保険に加入させるか否か判断していたことがうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和53年4月1日から57年2月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年6月1日まで

私は戦後間もないころ、14歳で尋常小学校を卒業した後、昭和21年4月から38年9月までの期間において、地元のA市区町村で一番大きなB事業所に勤務したが、入社した21年4月から23年5月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の入社時期等に係る申立人の具体的な供述及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和23年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚が、「私が入社した時、既に申立人は申立事業所に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、少なくとも同年5月以前から申立事業所に勤務していたことはいかたがう。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、「自分よりも前に申立事業所に入社していた。」と供述する同僚4人のうち3人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が入社したと供述する昭和21年4月1日より後の22年6月1日であり、残る一人は同年8月1日であることが確認できる。

また、申立人及び複数の同僚の供述から、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同じ昭和23年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者の入社時期はそれぞれ異なっていたことが推認できることから判断すると、申立事業所では、当時、すべての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立事業所の昭和20年5月22日から23年6月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はない。

加えて、事業所原簿から、申立事業所は昭和38年10月14日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、人事記録等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月20日から35年3月20日まで

私は、昭和32年3月の中学校卒業後すぐに、A事業所（現在は、B事業所）に入社し、製造部門に配属された。同社には昭和39年2月までの期間において勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期に入社したとする同僚3人のうち、二人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、残りの一人については、昭和34年7月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年7月1日から35年3月20日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚4人及び申立人と同日に資格取得した同僚二人の供述により、当該事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B事業所は、「管理者であれば、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人に係る申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の控除、並びに現場で働く従業員に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」と供述しており、申立内容について確認する供述を得ることができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和31年7月1日から35年3月20日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から34年7月16日まで

申立期間については、A事業所（現在は、B事業所）で正社員として勤務し、製造業務に従事していた。同僚等の名前も記憶しているし、勤務していたことは間違いのないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期に入社し、同じ製造業務に従事していたとする同僚二人のうち、一人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、残りの一人については、申立期間後の昭和35年3月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚4人の供述により、当該事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B事業所は、「管理者であれば、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人に係る申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の控除、並びに現場で働く従業員に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」と供述しており、申立内容について確認する供述を得ることができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和31年7月1日から34年7月16日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月9日から49年3月24日まで  
申立期間については、A学校B分校において常勤講師として勤務していた。C事業所が発行した申立期間に係る辞令書を所持しており、同僚等の名前も記憶しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及びC事業所から提出された人事記録により、申立人が申立期間についてA学校B分校に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業所原簿において、A学校が昭和50年1月8日、C事業所が49年4月8日に厚生年金保険の適用事業所に該当したことは確認できるところ、両事業所とも、申立期間について厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人がA学校B分校において同じ常勤講師として一緒に勤務していたとする同僚(D氏)は、申立期間について、国民年金の被保険者として国民年金保険料を現年度において納付していることが確認できる上、同氏は、「当時、年金に係る知識は無く、記憶も曖昧であるが、私の当時の年金記録が国民年金の被保険者期間となっていることから、正規の教員は共済年金、講師は国民年金に加入する取扱いであったと思われる。」と供述しているところ、申立人が前述の同僚のほかにも名前を挙げた複数の同僚は、いずれも申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、A学校及びC事業所に照会しても、前述の人事記録以外に関係資料は無く、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等に

ついて確認できない。

加えて、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年7月まで  
昭和50年7月にA氏の紹介でB事業所C出張所（後の、B事業所D支店）に入社した。E事業所内で午前9時から午後5時までの間勤務し、昭和52年7月に退社した。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、申立期間を含む昭和45年6月1日から52年12月28日までの期間について、申立人の夫の健康保険の被扶養者に認定されていることが確認できる。ところ、当時の同僚も、「申立人は当時夫の扶養になっているので、社会保険には加入しないと言っていたことを記憶している。」と供述している。

また、申立人が記憶する当時の上司は、「社会保険への加入については従業員から希望を聴取していた。厚生年金保険に加入していない期間については、給与から保険料の控除は行っていなかった。」と供述していることから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人は、「上司から健康保険証を受け取ったが、厚生年金保険被保険者証及び雇用保険被保険者証を受け取った記憶は無い。」と供述しているものの、当該上司は、「社会保険に加入させる際は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険について同時に届出を行っていた。」と供述しているところ、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録を確認

することができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和50年3月1日から52年11月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、申立事業所は、平成18年に倒産していると報道から推認され、申立期間当時の人事記録等の関連資料を確認することができない。

このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。